

## 東京2020オリンピック・パラリンピック治水対策協議会規約

### (目的)

第1条 協議会は、東京2020オリンピック・パラリンピック期間中の水の安定供給に万全を期するため、利根川水系・荒川水系・多摩川水系・相模川水系に係る限りある水資源のより一層の効果的かつ計画的な活用を推進することを目的とする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 大会開催前までの対策に関すること。
- (2) 水不足が予想された段階での対策に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、国土交通省、経済産業省、農林水産省、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、群馬県、栃木県及び独立行政法人水資源機構をもって構成する。

### (組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる者によって組織する。

- 2 協議会の会長は、国土交通省関東地方整備局長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 会長に事故あるときは、国土交通省関東地方整備局副局長又は河川部長が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めるとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

### (幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる者によって組織する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は国土交通省関東地方整備局河川部広域水管理官とする。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集することができる。
- 6 幹事長は、幹事会の運営に関し、必要な事項は幹事会に諮って定める。
- 7 幹事長に事故あるときは、国土交通省関東地方整備局河川部河川保全管理官がその職務を代行する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を行うため事務局を置く。

- 2 事務局は、関東地方整備局河川部に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

### (規約の改正)

第8条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うことができる。

### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この規約は、平成30年12月20日から施行し、平成32年9月30日までの期間限定とする。

### 附 則 (令和2年9月18日 改正)

この規約は、平成30年12月20日から施行し、東京2020オリンピック・パラリンピックの閉会月までの期間限定とする。

### 附 則 令和3年4月12日 改正

別表第 1

協議会委員

会 長	国土交通省関東地方整備局長
委 員	国土交通省関東地方整備局副局長
〃	〃 河川部長
〃	経済産業省関東経済産業局地域経済部長
〃	農林水産省関東農政局農村振興部長
〃	東京都都市整備局都市づくり政策部長
〃	〃 建設局河川部長
〃	〃 水道局特命担当部長
〃	千葉県総合企画部長
〃	〃 県土整備部長
〃	埼玉県企画財政部長
〃	〃 県土整備部長
〃	〃 企業局長
〃	神奈川県政策局長
〃	〃 県土整備局長
〃	〃 企業庁企業局長
〃	茨城県県民生活環境部長
〃	〃 土木部長
〃	群馬県地域創生部長
〃	〃 県土整備部長
〃	栃木県県土整備部長
〃	独立行政法人水資源機構ダム事業本部長（理事）
〃	〃 危機管理監
オブザーバー	内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局 内閣参事官
〃	国土交通省水資源部水資源計画課長

別表第2

幹事会委員

幹事長	国土交通省関東地方整備局河川部	広域水管理官	
幹事	〃	河川保全管理官	
〃	〃	水政調整官	
〃	〃	水政課長	
〃	〃	河川計画課長	
〃	〃	河川環境課長	
〃	〃	河川管理課長	
〃	経済産業省関東経済産業局地域経済部	地域振興課長	
〃	農林水産省関東農政局農村振興部	設計課長	
〃	国土交通省関東地方整備局	利根川上流河川事務所長	
〃	〃	利根川下流河川事務所長	
〃	〃	江戸川河川事務所長	
〃	〃	霞ヶ浦河川事務所長	
〃	〃	渡良瀬川河川事務所長	
〃	〃	下館河川事務所長	
〃	〃	高崎河川国道事務所長	
〃	〃	利根川ダム統合管理事務所長	
〃	〃	鬼怒川ダム統合管理事務所長	
〃	〃	荒川上流河川事務所長	
〃	〃	荒川下流河川事務所長	
〃	〃	京浜河川事務所長	
〃	〃	相模川水系広域ダム管理事務所長	
〃	東京都都市整備局都市づくり政策部	水資源・建設副産物担当課長	
〃	〃 建設局河川部	計画課長	
〃	〃 水道局総務部	施設計画課長	
〃	千葉県総合企画部	水政課長	
〃	〃 県土整備部	河川環境課長	
〃	埼玉県企画財政部	土地水政策課長	
〃	〃 県土整備部	河川環境課長	
〃	〃 企業局	水道管理課長	
〃	神奈川県政策局政策部	土地水資源対策課水政室長	
〃	〃 県土整備局河川下水道部	河川課長	
〃	〃 企業庁企業局利水電気部	利水課長	
〃	〃 企業庁相模川水系ダム管理事務所	事務所長	
〃	茨城県県民生活環境部	水政課長	
〃	〃 土木部	河川課長	
〃	群馬県地域創生部	地域創生課土地・水対策室長	
〃	〃 県土整備部	河川課長	
〃	栃木県県土整備部	砂防水資源課長	
〃	独立行政法人水資源機構関東事業室	室長（特命審議役）	
〃	〃	利根導水総合事業所長	
〃	〃	荒川ダム総合管理所長	
オブザーバー	内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局		参事官補佐
〃	国土交通省水資源部水資源計画課	総合水資源管理戦略室長	